

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年9月7日 11時55分ごろ
発生場所	東京都江戸川区葛西臨海公園南方沖の三枚洲 浦安沖灯標から真方位287° 2海里付近 (概位 北緯35° 37.3′ 東経139° 51.3′)
事故の概要	ヨット ^{とぅこん} 稲魂は、帆走中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年9月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 稲魂、5トン未満（長さ10.09m）
船舶番号、船舶所有者等	235-21491 神奈川、学校法人早稲田大学
乗組員等に関する情報	船長、二級小型 操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	舵板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長（ヨット部員）及び操縦者（指導補助者）1人が乗り組み、ヨット部員4人、大学生（授業対象者）6人及び大学職員（引率者）1人を乗せ、メインセイルを張って帆走で帰航中、船長から操船を任された操縦者が、出航時に浅瀬を示す鉄柱の内側を通過できたので、鉄柱の内側を航行したところ、葛西臨海公園南方沖の三枚洲（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、センターボードの下端まで約2.0m、船首約0.5m、船尾約1.2mであった。
分析	本船は、帆走中、操縦者が浅瀬を示す鉄柱の内側を航行したことから、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、帆走中、操縦者が浅瀬を示す鉄柱の内側を航行したため、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅瀬を示す鉄柱等の内側を航行しないこと。